

報告第2号

令和6年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく
資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)
第22条第1項の規定により、令和6年度南部水道企業団水道事業会計
決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告しま
す。

特別会計の名称	令和5年度 資金不足比率	令和6年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	-	-	20.0%

※ 資金不足比率の「-」表示は、資金の不足額が発生していないことを表
しています。

令和7年9月1日 提出

南部水道企業団 企業長 宮城



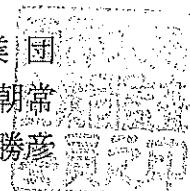


供 覽	企 業 長	次 長	總務課長	工務課長	經營課長

南水監委第13号
令和7年8月20日

南部道企業団
企業長 宮城 剛 様

南部水道企業団
監査委員 翁長 朝瑞
監査委員 上原 勝彦



令和6年度南部水道企業団水道事業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。



令和 6 年度南部水道企業団水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された、資金不足比率については、算定基礎となる事項を記載した書類と決算書等を照合した結果、計数は正確であると認められた。

また、資金不足比率算出過程においても適切に算定されており、資金不足比率を算出するにあたり流動資産の額が流動負債の額を上回っており資金不足額は生じない。

したがって、資金不足比率も発生せず、経営状況は良好な状態にあると認められることから、特に是正改善を要する指摘事項はない。

比 率 名	令和 5 年度	令和 6 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0%